

令和2年度 第5回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和2年7月29日(水)

開会 午後3時30分

閉会 午後5時20分

② 場 所 春日市役所4階407会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	魚 屋 けい子
委 員	谷 康 浩
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	神 田 芳 樹
教 務 課 長	藤 井 謙一郎
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	三 丸 瑞 恵
地域教育課主幹	市 場 結 実
文化財課長	高 田 勘 治
教務課統括係長	井 本 正 美
教務課主任	佐 藤 嘉 晃

4 議事の概要

別 紙

午後 3 時 3 0 分 開会

【第 1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和 2 年度第 5 回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。安本委員を指名いたします。

【第 2 教育長職務代理者の指名について】

○扇教育長

次に、教育長職務代理者の指名について報告いたします。

これまで井上委員を教育長職務代理者に指名しておりましたが、井上委員の任期満了に伴いまして、新たに教育長職務代理者を指名するものでございます。

6 月 29 日付けで、魚屋委員を教育長職務代理者に指名しましたので、御報告いたします。魚屋委員におかれましては、教育長職務代理者としてよろしく願いいたします。

魚屋委員から一言、御挨拶をお願いします。

○魚屋委員

職務代理者が何をするのか全く分かっておりませんが、皆様に御指導いただきながら務めさせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

【第 3 議案】

(1) 第 5 号議案 令和 3 年度小学校において使用する教科用図書の採択について

○扇教育長

第 5 号議案、令和 3 年度小学校において使用する教科用図書の採択について及び第 6 号議案、令和 3 年度中学校において使用する教科用図書の採択についてですが、第 5 号議案及び第 6 号議案について、議事に入る前に委員の皆様を確認をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の規定により、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、議事に参与することができないこととされておりま

す。

第5号議案及び第6号議案について、三親等以内の親族に利害関係のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんね。

それでは、第5号議案、令和3年度小学校において使用する教科用図書の採択について事務局から説明をお願いします。

#### ○今福学校教育課長

学校教育課の今福でございます。よろしくお願いいたします。

議案の説明に入る前に、まず教科用図書、いわゆる教科書の採択の仕組みを簡単に説明したいと思います。議案と別にお配りしている資料を御覧ください。

教科書の選定及び使用開始の時期を御覧ください。これはここ10年ほどの教科書の選定と採択の状況を示したものでございます。タイトルの下にお示ししておりますとおり、教科書の採択には主に三つのタイプがございます。

一つ目は、第5号議案のように使用する教科書の継続、すなわち、前年度と同一のものを使用することの適否に伴うもの。二つ目は、政令で同一の教科書を採択する期間が4年とされていることを踏まえ、概ね4年に1回実施される教科書の検定に伴うもの。三つ目は、第6号議案のように学習指導要領が改訂されることによって行われる教科書の検定に伴うものでございます。

なお、資料の見方ですが、小中学校それぞれ年度の下の方に同一の教科書を使用して何年目になるかを示しております。その下の行、教科書の選定は概ね4年ごとに行われる検定又は学習指導要領の改訂により行われる検定を受けた教科書の選定と採択をどの年度に行ったのか、行うのかを示しております。その下の行、採択（継続）は、その年度に使用している教科書を次年度も引き続き採択するというものになります。

政令で教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされている関係で、教科書の選定や採択は、実際に教科書を使用する年度の前年度のところに示されていることがお分かりいただけると思います。

教科書採択の流れとしては、教科書の検定が行われた場合は、県教育委員会が設定する採択地区内で検定に合格した教科書の中から教科ごとに一種を選定いたします。この採択地区というのは、春日市の場合は、筑紫地区の5市で構成しており、5市の教育長で構成する筑紫地区教科用図書採択協議会で協議をして、教科ごとに教科書の選定を行い、そして各市の教育委員会においてこれらの教科書について採択を行う。こういう流れになります。また、教科書検定がない場合は、その年度に使用するものと同一の教科書を採択する手続を行うことになります。

それでは、議案書に戻りまして、第5号議案、令和3年度に小学校において使用する教科用図書の採択について説明をいたします。議案書の2ページを御覧ください。

提案理由でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条第1項、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定により、令和3年度に小学校で使用する教科用図書について、現在使用している教科用図書、いわゆる教科書について現在使用しているものを引き続き採択するため提案するものです。

なお、参考として次の3ページに参考条文の規定を載せておりますので御覧ください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条第1項では、義務教育諸学校、本市の場合は小中学校になりますが、ここで使用する教科書については、政令、同法施行令第15条第1項に定める期間の4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとされております。

また、教科書の採択を行う時期については、同法施行令第14条第1項の規定により、使用する年度の前年度の8月31日までとされており、今回で言えば、令和3年度に使用する教科書については、その前年度である令和2年度の8月31日までに採択を行わなければなりません。

別冊の資料の2枚目を御覧ください。こちらは昨年度に教科書の選定を行った時と同一の資料になりますが、この一覧でお示ししているのが、現在使用している教科書になります。これを引き続き令和3年度も使用するというのが今回の提案でございます。

第5号議案の説明は以上です。御審議の上、承認を賜りますようお願いいたします。

#### ○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、第5号議案、令和3年度小学校において使用する教科用図書の採択についてただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第5号議案、令和3年度小学校において使用する教科用図書の採択について全員賛成をもって可決いたしました。

#### (2) 第6号議案 令和3年度中学校において使用する教科用図書の採択について

#### ○扇教育長

第6号議案、令和3年度中学校において使用する教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

次に、第6号議案について説明いたします。議案書の4ページをお開きください。

まず、提案理由でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項及び同法施行令第14条第1項の規定により、令和3年度に中学校において使用する教科用図書、いわゆる教科書について、教科ごとに一種の選定を行っております。

先ほど第5号議案で御説明いたしましたが、教科書を使用する前の年度の8月31日までにこれらの教科書を採択する必要があるため、提案するものでございます。

議案書の5ページの参考条文を御覧ください。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項の規定では、教科書の採択は教科ごとに一種の教科用図書について行うとされており、また同条第4項の規定では、採択地区内の市町村の教育委員会、本市の場合でいえば、筑紫地区5市の教育委員会は協議により規約を定め、その小中学校で使用する教科書の採択について、協議を行うための協議会を設けなければならないとされております。その上で同条第5項の規定により、この協議会の協議の結果に基づき、教科ごとに一種の教科書を採択しなければならないとされているものです。

資料を用意できておらず申し訳ありませんが、教科書選定の組織と経過について説明させていただきます。

令和2年4月24日付けで筑紫地区5市の教育長で構成する筑紫地区教科用図書採択協議会が発足しております。これが根拠規定で説明した協議会になります。

同協議会は教科ごとに校長、教頭、教員数人で構成する教科用図書選定委員会を組織し、5月20日付けで同委員会に対し、令和3年度使用の中学校教科用図書選定について調査研究し、答申するよう諮問しております。同委員会は5月から7月まで答申に向けて調査研究を行いました。

また、福岡教育事務所は、中学校の教科ごとに調査研究部会を発足し、各採択地区の採択協議会が教科書を選定するために必要な資料を作成し、6月26日にその結果が筑紫地区の採択協議会に具申されております。

筑紫地区の教科用図書選定委員会は、同委員会の独自の調査研究内容とこの具申に係る資料、各学校の意見書を踏まえ、7月21日付けで答申を行っております。

この答申を基に筑紫地区5市の教育長協議を行い、今回提案の令和3年度使用中学校教科用図書選定結果を作成しております。

別冊の資料の3枚目を御覧ください。資料1、令和3年度使用中学校教科用図書選定結果でございます。これで選定結果と選定の理由を簡潔に説明いたします。

表は左から教科の種目、発行者の番号と略称、選定した教科書の名称、そして備考欄に当該教科書を選定した理由を簡潔にお示ししております。表に従って順次説明いたします。

まず最初に種目国語、発行者の番号は38、略称は光村、教科用図書の名称は国語でございます。選定理由といたしましては、普遍的価値の教材と現代的な教材が豊富で、思考力や想像力を高めることができるというものでございます。

次の種目は書写、発行者の番号は同じく38、略称は光村でございます。図書の名称は中学書写。選定の理由は、日常生活での書写の重要性が意識され、書く力を確実につけることができるというものでございます。

次の種目は社会の地理的分野、発行者番号は46、略称は帝国、図書名は「社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土」でございます。選定理由は、主体的・対話的・深い学びの視点から教科書が構成されており、学習に取り組みやすいというものでございます。

次が、同じく社会の歴史的分野、発行者番号は同じく46、略称は帝国です。図書名は「社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き」でございます。選定理由は、単元の内容を概観させる学習を通して、単元を貫く「問い」を追求する構成となっているというものでございます。

次が、同じく社会の公民的分野、発行者番号は同じく46、略称は帝国であります。図書名は「社会科 中学生の公民 よりよい社会を目指して」であります。選定理由は、「問い」が設定され、社会的な見方・考え方を働かせて論理的に説明させる流れがあるというものでございます。

次の種目は地図です。発行者番号は同じく46、略称は帝国です。教科用図書名は中学校社会科地図です。選定理由は、「地図活用」と題するコーナーが充実し、地図を使って主体的に学ぶことができるというものでございます。

次の種目は数学、発行者番号は116、略称は日文でございます。図書名は中学数学、選定理由は、数学的な関係を表で整理する活動が批判的試行や表現力を高めることに効果的であるというものでございます。

次の種目は理科、発行者番号は4、略称は大日本でございます。図書名は理科の世界、選定理由といたしましては、自然の事物・現象に進んで関わり、主体的に科学的な探求ができる内容構成であるというものでございます。

次の種目は音楽の一般で、発行者番号は27、略称は教芸です。図書名は中学生の音楽、選定理由は、めざす資質・能力が明確であり、生徒の実態に即した題材構成が工夫できるというものでございます。

次の種目は音楽の器楽合奏、発行者番号は同じく27、略称は教芸です。図書名は中学生の器楽で、選定理由は、表現・鑑賞と関連付けた教材により主体的・系統的に学びを積み上げることができるというものでございます。

次の種目は美術、発行者番号は38、略称は光村です。図書名は美術になります。選定理由は、表現活動と鑑賞活動を一体的に構成した学習活動を展開でき、教師が指導を行いやすいというものでございます。

次の種目は保健体育です。発行者の番号は2、略称は東書、図書名は新しい保健体育でございます。選定理由は、オリジナルの動画コンテンツが豊富にあり、学びを深めていく学習が実現しやすいというものでございます。

次の種目は技術・家庭の技術分野、発行者の番号は9、略称は開隆堂、図書名が「技

術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて」です。選定理由は、基本・問題解決・振り返りの3ステップで見方・考え方を発揮・定着させる指導ができるというものでございます。

次の種目は技術・家庭の家庭分野、発行者の番号は同じく9、略称は開隆堂です。図書名が「技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生」というものでございます。選定理由は、持続可能な社会の消費者として自覚させ、生活を改善していく資質・能力を高めることができるというものでございます。

次の種目は外国語（英語）、発行者の番号は2、略称は東書です。図書名は「NEW HORIZON English Course」でございます。選定理由は、付属の動画が充実し、学習の導入や表現活動で生徒の興味関心や学習意欲を喚起できるというものでございます。

最後の種目は道徳で、発行者の番号は2、略称は東書です。図書名は「新訂 新しい道徳」です。選定理由は、多面的・多角的に自我関与させ、「考え、議論する道徳」の学習に高めることができるというものでございます。

第6号議案として、以上16種類の教科用図書の選定を行っております。御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

#### ○扇教育長

かなり膨大な量ですが、ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

#### ○安本委員

教科によっては、教科書が統一になってしまうことは仕方のないことですか。例えば、社会とかでしたら、全部帝国になっていますが、これは仕方がないことですか。

#### ○今福学校教育課長

必ずしも同じところになるという訳ではない気がしております。

#### ○安本委員

つまり、何を言っているかという、四つともこの社会は帝国というふうに、社会の先生が見た時にこの出版社の本がやはりいいのかなというふうになるのでしょうか。

#### ○今福学校教育課長

逆に、前回は音楽が器楽合奏と一般のところが違う会社の教科書を使っていたりしますので、たまたま選定委員会で調査研究して、これが一番筑紫地区では教科書として優れているというふうに評価されたものと私達は考えております。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第6号議案、令和3年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、ただいまから採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第6号議案、令和3年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第7号議案 春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第7号議案、春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

次に、第7号議案、春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、説明をいたします。議案書の6ページを御覧ください。

提案理由につきましては、令和元年12月に認定期間などの見直しを行っております。このことに伴いまして、認定期間が年度をまたがる場合は、就学援助認定通知書等の様式の記載事項のうち、学年、学校名については、時期によって実際のものとは一致しないことが生じるため、様式の記載事項に関し、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正内容につきましては、11ページから13ページまでの新旧対照表を御覧ください。

様式第3号、就学援助認定通知書、様式第4号、就学援助却下通知書、様式第5号、就学援助廃止通知書の三つの様式について、対象者を特定する記載事項のうち、学校名と学年を生年月日に改めるものでございます。説明は以上でございます。

御審議の上、承認を賜りますようお願いいたします。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

お尋ねです。この年度をまたぐと学年とかが不一致になってくるというのが理解できなくて、就学援助の通知書を生年月日に変えるということですが、渡すのはいつですか。



○今福学校教育課長

例えば、令和3年の5月に申請をいただきまして就学援助を認定すると、従前ですと、新年度になるとまた申請をいただいていたのですが、要件に変更がない場合はそのまま認定を更新するよういたしました。

だから、認定通知書は新たに発行いたしませんし、申請もまずいただきませんし、申請手続をしないでいいようにしていますので、申請も認定通知書の発行もしないということになりますので、学年が一致しません。

学校が一致しないというのは、例えば、小学校6年生で申請をして、そのまま次の年に中学校に進学すれば、学校名も変わってしまいますので、そこを個人を特定するための記載事項としてふさわしくないということで、生年月日に変えようということでございます。

○安本委員

理解しました。

○扇教育長

他にございませんか。

それでは、第7号議案、春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまから採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第7号議案、春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(4) 第8号議案 令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出について

○扇教育長

第8号議案、令和2年度教育費補正予算に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思っております。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第8号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により、第8号議案は非公開とします。

- ・第8号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第8号議案は、全員賛成により可決。

(5) 第9号議案 春日市立小中学校働き方改革推進研究会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

○扇教育長

第9号議案、春日市立小中学校働き方改革推進研究会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○藤井教務課長

第9号議案、春日市立小中学校働き方改革推進研究会設置要綱の一部を改正する告示の制定についてでございます。

提案理由でございます。春日市立小中学校働き方改革推進研究会を組織する者に教育長を含めることについて、所要の規定の整備を図る必要があることから、この議案を提出するものでございます。

21ページを御覧ください。変更の概要でございますが、春日市立小中学校働き方改革推進研究会に教育長に入っていただき、教育長を会長にするものでございます。

22ページをお開きいただきますと、こちらに現行と改正後を記載しております。現在、教育部長をもって会長としているところをこの改正をもって、教育部長から教育長に会長を変更するものでございます。

第9号議案、春日市立小中学校働き方改革推進研究会設置要綱の一部を改正する告示の制定についての説明は以上でございます。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

教育長が元々入っていなかった理由は何かありますか。

○藤井教務課長

当初、平成30年度にこちらを立ち上げた段階におきましては、教育部長以下のメンバーによって、働き方改革を推進するために様々な協議をしておりました。その中でどうしても市全体の教育分野全体に係る部分で、統一的に学校にいろいろとお願いしていかなければならないこと等もございまして、どうしてもその中において今現在教育部長をトップにいろいろな話し合いをしているところがございますが、教育部長をもっていろいろな学校に指示を行える状態が整った方がしっかり浸透していくということもありまして、元々は教育部長をトップということで進めていたところをより市全体に統一的に意見を広げていくこと、また統一していくために教育長に入っていただくという形に変更しているものがあります。

○安本委員

元々入っていなかったのは、特に理由はなくて入ってなかったという感じで受け止めていいですか。

○神田教育部長

標題にありますように研究という形で最初立ち上げましたので、最初に行ったのが、教職員の意識調査の設計など、どちらかというと技術的なことが多かったという形になっています。

この間、教職員の出退勤の打刻のシステムが導入されるなど、一定の環境が整ってまいりました。学校の実情を事務局職員が汲み取って、教育長に報告するという形で今後の発展を考えたときに、教育長に最初から入っていただいて、そこで場合によっては方向性を示していただくなど、そういった意味で先ほど教務課長が説明しましたように、より効果を上げてということで、今回改正させていただきました。

○安本委員

第2ステップに入ったということですね。

○神田教育部長

そういうことです。

○安本委員

分かりました。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第9号議案、春日市立小中学校働き方改革推進研究会

設置要綱の一部を改正する告示の制定について、ただいまから採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第9号議案、春日市立小中学校働き方改革推進研究会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決をいたしました。

#### 【第4 報告事項】

##### (1) 教育長報告

○扇教育長

先ほどの働き方改革の関係ですが、学校の出退勤時間が打刻されたものを見て感じたことですが、職員によっては、朝7時に来ますと8時半始業開始なのでそこで1時間半。午後5時が退勤ですが、教材研究や後始末で、退勤が6時半になりますと1日3時間の超過勤務になり、これが月20日以上ありますと、60時間、70時間になります。そのあたりの感覚を変えないと、教育関係者ではない方から見ると、これは何なのかと指摘されるのは当然のことだと思います。

そういう意味では、校長会のみならず働き方改革推進研究会に入るということになりますので、研究会の中で十分に論議をしていきたいと考えています。

論議をせずに、通知による指導だけでは、出勤後、直ちに打刻せずに、8時頃に打刻したり、17時に退勤して家で教材研究をしたり等、何ら働き方改革が進まないという状況も想定されますので、十分な論議をしていきたいと考えています。

大幅に業務時間を超えている教員には、担当校長がしっかりと把握して、早く帰るようには声かけをすることが求められます。どのような指導をしたのかという報告を求めるようにしていますので、詳しい情報が入りましたらまたお知らせします。

私からは以上ですが、何か質疑はございますか。

○安本委員

メンバーが教育職に特化した方ばかりじゃないですか。だから、普通だと思っていることを普通に話しているだけだと思います。当たり前だという感じで。

例えば、外部から全然別の認識を持った職種の方を入れるとか、又は外を見にいくとか、外部の見方を、「人の振り見て我が振り直せ」みたいな感じで、同じ感覚を持った方ばかり

りが研究をしてもそれは普通じゃないかという感じで、いわゆるパラダイムみたいなものが教育現場に必要なのかなと。

それで、働き方改革で今おっしゃったようにタイムカードの押し方とか、民間でいったら絶対に考えられない押し方ですよ。1時間遅く押す人が出てくるという感覚がちょっとおかしいのではないかと。外の状況というか、別の職種の方達の話の聞くとか、見に行くとか。

昔どこかの民間の校長先生を入れたところがありましたよね。絶対変わらないといって、半年ぐらいで辞めてしまった。そういう話も聞いたことがあるので、先生方のいい意味での意識改革が必要なのかなと思います。

#### ○扇教育長

御指摘のとおりで、是非機会があれば第三者的な方にも見ていただきたいと考えているところです。そうでないと、就職して30年から40年経つと、それが当たり前の感覚に、教材研究して遅くまで仕事をしないとすっきりして帰れない麻痺した感覚になります。

#### ○安本委員

それで生き残るという言葉はおかしいですけども、それで自分の天職だといって仕事をされている方はいいですけども、若い方達が入ってきた時に、それはたぶん付いていけないと思います。下手するとすぐに辞めてしまったりとか、ノイローゼ気味になったりするの若い方に多いと思うので。

先生になりたいといって大学に行って、先生の現場ばかり、職員室の現場ばかりを見て、本当に優秀な方が残っているような感じなので、若い方の心労がちょっと気になります。

### (2) 教育委員報告

#### ○扇教育長

教育委員さんから何か報告はございますか。

#### ○魚屋委員

報告ではないですが、お尋ねしたいことがありまして、学校が休校になって、その後に行き渋り、不登校までいかないとしても、行き渋りの生徒が減ったという情報がこの頃入ってきてまして、なぜかという、今はグループワークとかができないので、ちょっと生徒同士の間が離れているから、すごく学校が楽になったという話を聞いたのですが、現状ではどうでしょうか。

○扇教育長

6月1日再開後の出欠表が全ての学校から毎日提出されています。文科省の方針では熱っぽい状態での欠席や登校に不安を感じての欠席は出席停止という取扱いになっています。

部長が折れ線グラフにさせていただいて、これも校長会で見せましたけれども、何気なく見るのではなくて、しっかりと分析してくださいと言いました。

最初は中学生の方が欠席率がやや高く、3週間目から小学生の方が欠席率が高くなり、その差はどんどん広がっています。そういう面では中学生の方が欠席する生徒が少ないと言えます。

ですから、ただいま申されたようにグループワークなどが減り、居心地のよい授業時間になっていると言えます。小学生については、少しくたびれ始めたかなと感じています。

曜日を見てみると、やはり月曜日が圧倒的に多く、一番多いのは今週の月曜日でした。4連休の後で、欠席が70数名。月曜日は折れ線グラフが上がっています。その中で3日間だけ、月曜日を追い越した日がありました。それは大雨の2日間です。それとなぜか晴れた日だった6月30日火曜日がちょっと高い状態でした。

なぜ高かったのか分析できていませんが、雨天の関係と月曜日に小学生の欠席者数が上がっており、中学生は月曜日だからというのは欠席要因になっていないようです。今年の中学生は例年の傾向と違うようで、部活動が休校でできなかったため、活動欲求が高まっているのかなと感じています。

○安本委員

子どもたちに意識調査をしてみてもいいかもしれません。

○扇教育長

今年は中学生が意外と安定しています。部活動欲求と友達とのコミュニケーションを求めているのではないのでしょうか。

○谷委員

各学校で授業時数とか工夫してされていると思いますけれども、状況はどうでしょうか。順調に授業時間をクリアしていつているのか、そのあたりの意見は出ていますか。

○扇教育長

基本的に休校中の授業時間は取り戻せつつあります。新聞等の座談会の中で、7時間授業がきついのではないかという話が出ていました。春日市では45分授業あるいは40分授業で、子どもたちにとっては時間数だけでいうと負担はないと考えています。

ただ、7時間目という響きは子ども達にとってどうかと思います、7時間授業はき

ついという声は今のところ届いていません。

これ以上休校がなければ、予定どおり12月半ばには、クリアできると考えています。ただ、全国的に休校せざるを得ない学校も出てきていますので、心配しているところです。ただ、タブレットが1,300台届き、手持ちが1,700台になりましたので、仮に休校になった場合でも、上学年には対応できるようになりました。

Wi-Fi関係につきましても、全家庭の10パーセントから15パーセント分整備する予定にしていたのですが、保護者の御尽力で、学校によっては全家庭整備されている状態になっているようです。

### (3) 事務局報告

事務局報告 ア 令和2年度教育費補正予算（6月補正）について

#### ○扇教育長

令和2年度教育費補正予算、6月補正について事務局から報告をお願いします。

#### ○藤井教務課長

お手元の資料の23ページをお開きください。令和2年度教育費補正予算、6月補正についてでございます。

これは、4月24日に開催いたしました教育委員会議で説明いたしました後に、追加で補正予算を計上したものがございますので、御報告申し上げます。4月24日の時点と変更が  
あっているものについて、併せて御報告申し上げます。

歳入、歳出ともに補正額（4月説明）と書いてある欄がありますが、この項目に0円と記載があるものが追加で補正予算を計上したものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算につきましては、6月教育委員会議に部長から説明いただきましたが、それも含めまして説明をさせていただきます。

教務課、学校教育課、文化財課の順に説明いたします。

教務課から説明させていただきます。まず、歳入の項目、15款2項4目1節小学校費国庫補助金の学校臨時休業対策費国庫補助金と同じく2節中学校費国庫補助金の学校臨時休業対策費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う小学校、中学校の休業に係る給食関係の補助金です。補助率は4分の3です。歳出を伴うものでございますので、歳出の項目で内容の説明は併せてさせていただきます。

次に、同じく歳入の16款2項8目2節学校教育費県補助金のスクール・サポート・スタッフ県補助金につきましては、児童生徒の学びの保障のための人的・物的体制整備の一環としてスクール・サポート・スタッフを配置するための補助金でございます。補助率は

10分の10です。こちらも事業の内容については、歳出で併せて説明させていただきます。

それでは、歳出の説明に移らせていただきます。

10款1項2目1節報酬の会計年度任用職員について、スクール・サポート・スタッフの報酬でございます。お手元の資料を御覧ください。

これは、文部科学省が示しているもので、中ほどに活用イメージとして家庭学習等の準備印刷など、健康観察の作業等、家庭との連絡補助、感染症対策などが例示されています。本市におきましては、教材等の印刷や児童等の体温等の健康確認、保護者との各種連絡対応、清掃・消毒作業、その他の学校全般に係る業務のサポートを業務の内容として想定しております。

配置人数は、小中学校各1名、計18人。1日5時間、週5日勤務。期間は7月から3月までの9か月間。報酬は月額で積算しております。

先ほど説明しました歳入の項目のスクール・サポート・スタッフ県補助金が財源となり、10分の10でございます。なお、歳出で説明した金額と歳入で差異が生じておりますが、歳出額につきましては報酬のみで、補助対象経費となる期末手当につきましては既存予算から執行を予定していることから、歳入予算と歳出予算額に差異が生じているものでございます。

次に、25ページをお開きください。10款5項4目の小学校給食管理費の学校臨時休業対策費補助金でございます。

3月の国の学校休校要請に基づきまして、小学校給食は実施できませんでした。これに伴い、3月分の副食、いわゆるおかずにつきましてはキャンセルできなかった食材費の支払、また毎日給食で提供される主食や牛乳の納入の事業者への休校に伴う影響分の支払に係るものでございます。

小学校給食はそれぞれの小学校で保護者から集めた給食費を管理し、食材費を事業者を支払う給食会計を設けております。3月に提供されなかった給食費に相当する分は保護者に返金しておりますので、先ほど説明しました各食材につきましては、この給食会計で事業者を支払う財源として市から各小学校の給食会計へ補助金を交付し、その支払に充てるものでございます。この費用の歳入といたしまして、先ほど説明いたしました歳入の分の4分の3の国庫補助金となっております。

同じく中学校給食管理費の学校臨時休業対策費補助金でございます。こちらにつきましては、先ほどの小学校同様、中学校におきましても3月の国の学校休校要請に基づき、給食が実施できませんでした。これに伴い、キャンセルとなりました食材費の支払と毎日給食で提供されている牛乳の納入事業者への休校に伴う影響分の支払に係るものでございます。

3月分の給食費は保護者に同様に返金しておりますので、先ほど説明しました各食材につきましては、この給食会計で事業者を支払う財源として市から各中学校の給食会計に補助金を交付し、その支払に充てるものでございます。この費用の歳入といたしまして、先ほ



どの歳入の項目の4分の3の国庫補助金となっております。

教務課の説明は以上でございます。

#### ○今福学校教育課長

次に学校教育課の6月補正について説明をいたします。会議の最初に提案した第4次補正予算に加え、第5次補正予算として追加提案してものを含んでおります。

まず、歳入予算でございます。資料の23ページを御覧ください。

15款2項4目教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費国庫補助金の小学校分です。

この補助金は国のGIGAスクール構想に基づくものになります。国の助成については、児童生徒数の数以上の台数を学校に整備する場合において、児童生徒数の3分の2に相当する台数の購入に対し、補助率10分の10で補助金が交付されます。ただし、1台当たり45,000円が上限で、かつ、端末本体及び国の仕様に定める管理ツールの経費のみが助成の対象となります。

次に、公立学校情報機器整備費国庫補助金の中学校分です。小学校分の補助金と同じ補助金となります。なお、補助率等については小学校分と同じになります。

次に、学校保健特別対策事業費国庫補助金です。これは、国の第2次補正予算に関わるもので、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における学びの保障のための人的・物的体制整備の一環として学校が感染症対策や学習保障などに必要な取組を迅速かつ柔軟に実施するための経費を支援するという国の緊急対策です。

具体的には、非接触型の体温計や消毒液、家庭学習用の教材など学校が必要な物品を購入する時に柔軟に使うことができる経費に対する支援が想定されているものです。補助率は2分の1です。ただし、小中学校の規模に応じ、補助基準額の上限が定められております。小規模校が1校当たり100万円、中規模校が1校当たり150万円、大規模校が1校当たり200万円でございます。

国から補助要綱などが発出されておらず、詳細が不明だったため、小学校4校が大規模校に、残りの小学校8校と中学校全校が中規模校に該当すると想定し、歳入補正予算額を積算しておりましたが、事後の国からの通知で小学校9校と中学校5校が大規模校に、残りの小学校3校と中学校1校が中規模校に該当することが判明しております。歳入見込が500万円増えておりますので、今後適切な時期に補正予算を計上し、対応したいと考えております。

次に、16款2項8目教育費県補助金の学習支援員県補助金です。これも先ほど説明した学びの保障のための人的・物的体制整備の一環として、県が実施する補助事業で市町村が学習支援員を雇用する場合に補助金が交付されます。補助率については10分の10でございます。

次に、歳出予算について説明いたします。

10款1項2目事務局費の会計年度任用職員の報酬です。内容は学習支援員に支払う報酬

です。この学習支援員の役割については、学習内容の定着が不十分な児童生徒を対象とした補習授業等を実施するための配置など、教員の補助的な役割が国から例示されております。

補正予算額については、現時点の県の予算積算に準じて勤務の日数と時間を1日当たり4時間、週当たり3日の勤務と見込み、期間を7月から3月までの9か月間、配置人数を小中学校計1人、計18人で積算しております。財源として県の補助金があり、補助率は10分の10でございます。

次に、2項1目学校管理費の学校保健事業費（学校保健特別対策事業・小学校分）でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における学びの保障のための人的・物的体制整備の一環として、消耗品、備品の購入及び施設の改修工事を計上したものでございます。

この補正予算額については、緊急対策として各小学校の提案を受けて積算し、計上していますが、補正予算編成時点では国の補助要綱が発出されておらず、詳細が分かりませんでした。その後、補助の要件などが分かり、工事費は補助対象外、据え付き費用を含めて備品購入費で計上しなければならないことが判明したため、予算流用により工事請負費は備品購入費への組替を行っております。

また、歳入補正予算のところの説明しましたとおり、補助基準額として大規模校に該当する学校は増となりますので、不足する予算額については予算流用などで対応してまいります。

次に、修繕料です。これはGIGAスクール構想に沿って購入したタブレット型パソコンが自然故障などメーカー補償の補償外で破損故障した場合に備えるための予算となります。

次に、インターネット回線使用料です。児童生徒1人1台端末の前提となる高速大容量の通信ネットワーク整備の一環として、ギガ対応の児童生徒用のインターネット回線を確保しようとするものです。

具体的には、GIGAスクール構想に沿って、1人1台相当の台数を整備した場合において、各小学校では多数の端末を同時に使用することになります。しかし、現在の学校のインターネット回線は100メガベースで高速大容量対応となっていないため、必要な通信速度を得ることができません。そこで、現在の学校のインターネット回線から児童生徒系を分離し、別途高速大容量のインターネット回線の契約を行おうとするものでございます。

次に、充電保管庫設置です。これは、購入したタブレット型パソコンを保管し充電する保管庫を製作し、各教室に設置するための予算となります。先ほど9月補正で説明したとおり、簡易で安価なもので想定しておりましたが、なかなか難しいことが分かったので、これは9月補正の方で備品購入費の方に組替を行っております。

次に、無線環境整備です。これは児童生徒1人1台端末の前提となる高速大容量の通信ネットワーク整備の一環として、国が定める仕様に基づき、各種小中学校施設内の基幹回

線の更新などを行おうとするものでございます。また、タブレット型パソコンの台数増に応じた無線環境整備のため、アクセスポイントの増設も見込んでおります。

財源として国庫補助金があり、補助率は2分の1となっておりますが、こちらは補助要綱等がまだ発出されておりましたので、歳入補正予算については後日別の機会に計上することとしております。

次に、教育用ICT機器です。既に学校に設置しているパソコン、それから5月の臨時議会で議決を得た予算により調達するパソコンを合わせて児童1人1台相当の端末がある環境を整備するため、タブレット型パソコンを購入しようとするものでございます。

台数は予算調製時の令和2年5月1日現在の児童数見込みに基づき、小学校が6,264台で積算し計上しております。財源として国庫補助金があり、児童生徒数の3分の1を超える3分の2の台数、5,016台で積算しております。補助率は歳入のところで説明しましたとおり、1台当たり45,000円が上限で10分の10でございます。端末本体と管理ツールの経費のみが助成対象となっております。

次に、3項1目学校管理費、学校保健事業費（学校保健特別対策事業・中学校分）でございますが、補正予算計上の趣旨、内容、状況、財源など小学校分と同様となります。

次に、中学校管理費（事務局）でございますが、五つの項目がありますが、全てGIGAスクール構想に関連するもので、予算の構成、趣旨や財源などは小学校分と同じです。

なお、購入しようとするタブレット型パソコンの台数は、2,916台で積算し計上しており、うち2,450台が国庫補助対象の台数となります。

6月補正の学校教育課分は以上でございます。

#### ○高田文化財課長

文化財課です。歳出になります。25ページをお開きください。

10款4項4目文化財総務事務費の職員旅費及び出席負担金です。先ほど9月補正の議案におきまして御説明しましたとおり、世界考古学会第9回大会については、次年度に延期となったことから、その旅費と出席負担金につきまして4月の教育委員会議では6月補正の計上を予定して説明しておりましたが、これを見送り、今回9月補正に計上したことによる変更です。文化財課は以上です。

#### ○扇教育長

ただいま報告のありました件について、委員さんから御質問等はありませんでしょうか。

#### ○谷委員

スクール・サポート・スタッフですけれども、もう各学校に全部行き渡っていますか。

#### ○藤井教務課長

まだ18校全部には配置されておられません。現在の配置が12校配置しております、残りの6校ですけれども、残りの6校についてもそれぞれ配置を希望しているところがございますが、学校に行きたいという方と面接などを行っていただいて、なかなか条件が合わなかったりして、配置が整っていないというところがございますが、各学校の消毒作業とか様々な面で先生方の負担が多くなっておりますので、できるだけ早く全学校に配置できればと考えております。

#### 事務局報告 イ 春日市議会（6月議会）における一般質問について

##### ○扇教育長

春日市議会、6月議会における一般質問について、事務局から報告をお願いします。

##### ○藤井教務課長

26ページを御覧ください。一般質問（教育委員会関連）項目一覧表の令和2年第2回定例会でございます。

6月定例議会におきましては、6人の市議会議員から6項目の質問をお受けしております。質問及び回答の内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

##### ○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから御質問はありますでしょうか。

##### ○安本委員

27ページの岩切議員の質問で、家庭の諸事情によって子どもの教育に格差が出ない取組、これはコロナに対してですけれども、学校が始まっていて、現場の先生方で例えば格差が出てきているとか、そういう主観的でも客観的でもいいのですが、そういう話があったりしますか。

答えられなければいいのですが、格差が生じているかというのを現場で調査しているかが一つです。されてなければされていないで全然いいのですが。

##### ○今福学校教育課長

この質問の趣旨は、家庭の経済環境が厳しいことによって、ICT環境が用意できないと、せっかく学校がオンライン授業をしても、それを受けることができない。そのことによって、教育の格差が生まれるのはやめてほしいという趣旨でございます。

したがって、市の方で通信契約付のモバイルルーターを貸し出すとか、タブレット端末を貸し出すことによって、学校が休校になった時に、小学校の教員がオンライン授業ある

いは授業等の話をした時に、しっかりと子どもたちがそれを見て学習することができるようにしてほしいという趣旨の質問でございますので、これについては対応ができていているというふうに考えております。

物品については既に調達済みで、中学校等は無線の環境がございませんので、ルーターを使って、授業でタブレットを活用してくださいということで、今学校に配付をしているところでございます。

もちろん、休校になれば、それを集約してICT環境がない家庭に貸出をして、学校が行う朝の会に参加するとか、授業がある時はそれで授業の配信が受けられるということになります。

#### ○安本委員

私は拡大解釈をしていて、学校が始まった後に先生方が実際に戻ってきて、子ども達を教えている、格差が出ているのか、出ていないのかということを知りたいと思って、その調査とか現場の先生の主観でもいいのですが、そういう話が上がっていますか。

#### ○扇教育長

それは把握しておりません。感染したら困るので来られませんという子どもさんが4名で、内、兄弟が2人です。その対応については、一つに、タブレットを教室の子どもさんの机の上に置き、教師が画面を見ながら授業を進め、子どもさんは家で授業に参加するようになっています。

そういう試行をどんどん繰り返しながら、何らかの形で対応しているところです。保護者からは非常に感謝されています。

#### ○安本委員

市としては、ハード的な部分ではフォローもできているし、今の話を聞くと学校側でもまだ出てこられない子どもたちにもちゃんとフォローが行き届いているということですね。

#### ○扇教育長

100パーセントではありませんが、できるだけ努力をしています。

#### ○安本委員

分かりました。

それから32ページの西村議員の質問で、教育支援センターというところで、臨床心理士のカウンセリングが91件が多いですね。小学校の教育相談員が関わった保護者の実人数が109人、中学校が91人ですか。スクールソーシャルワーカーの関わった保護者が150人。相談件数が358件ということで、私自身は多いと思いますが、例えば相談を受けた内容がグ

ループ化できないかなと。

というのは、同じような悩みを持っている方達を集めて、お互いに意見交換のようなことをすれば、悩みを持っている人は同じ悩みを持っている人に話をしたり、話を聞いたりするとすごく和らぐというのがありますけれども、共感という意味で。そういう活動をされているのか、そういう場があるのかなというのがえがおの会ですか。市民団体がそういうものがあるのかなと。

#### ○魚屋委員

えがおの会では、Omimiかふえというのを、そういう子どもさんを持ったお母さん、本当にいろいろなお母さんが来られるのですが、現実には学校に行けない子どもさんを持ったお母さん、過去にそういう状況があつてそれをクリアにしたお母さんとかいろいろな方がいらっしやって、本当にそこだけの話になりますので、全て悩みを吐き出して、何かいい方法をとるところで、お母さんが糸口を見つけるようなOmimiかふえを開いております。

学校と子どもさんと何かがあつて、私達に入ってほしいという要望があれば、学校にも行って、先生達と話をさせていただいたりもしています。

#### ○安本委員

口伝えでグループを作っている感じですか。それとも、こういう会をしますよと集まる感じですか。

#### ○魚屋委員

不登校の子どもさんを持つ保護者の支援ということです。フェイスブックなどいろいろなところに全部上げて、チラシも今度各学校に全生徒に配って、こういうことをしていますと御案内をするようにしております。

#### ○安本委員

そのあたりと臨床心理士の先生方とリンク、つながりができればすごく良くなるのではないかと思います。だから、それがえがおの会になるのかなという感じで。

#### ○魚屋委員

先日、教育長にお願いしたのですが、スクールソーシャルワーカーの方々にも一度参加していただいて、私達がどういうことをしているか、そことつなぐといいですよという話をさせていただいたところです。

#### ○安本委員

分かりました。

○谷委員

同じところで、令和元年度でこの人数ということですが、これがそもそも多いのか、少ないのか。今回コロナの影響で、推移的にはどんな感じが分かりますか。

○今福学校教育課長

他市と比べているわけではないので、本市が多いか少ないかというのはなかなか言えないと思いますけれども、数が増えているのは間違いないです。増加傾向にあるので、こういった相談を受けていくことも大事であるけれども、予防的な取組も今からはしていかなければいけないのではないかと考えています。

○扇教育長

教育支援センターの方で、昨年度まで2月段階で活動報告書を作成していましたが、3月末までの活動でまとめ、4月中旬に提出してくださいということに今年からしています。年度一杯で集計した報告がなされていますので、数は分かります。

○今福学校教育課長

一つ確実に言えるのは、不登校まで行ってしまうと、これを戻すのはものすごくエネルギーがいます。不登校の兆しが見えると、もっと言えば、不登校の兆しが出る前にそれぞれ対応できれば、もっとそのエネルギーは少なくてすむのではないかと考えています。

○神田教育部長

元々、スクールソーシャルワーカーは中学校で不登校の支援ということですから、大体中学校が4,000人、5パーセントで200人、不登校生徒がいると考えれば、かなり多くの関わりを持っていると思いますし、また、教育相談員は小学校の不登校対策ということですから、そういう意味ではしっかりと関わっていると捉えられるかなと考えます。

ただ、カウンセリングにつきましては、不登校だけではなく、様々な内容に対するカウンセリングですから、そういう意味ではカウンセリングのところは、連携がしづらいところかもしれません。守秘義務的なものも含めて、そのように思います。

○谷委員

同一の方からの相談も何回もカウントされているのですか。

○今福学校教育課長

カウンセリングについては延べ件数ですので、同一の方からの件数も含まれます。実人数

ではございません。

○扇教育長

いつか早めに機会を設定し、これについても協議をしましょう。染原委員は何かありますか。

○染原委員

春日市だけではないと思いますが、春日市の場合は小学校、中学校もそういう不登校とかいろいろな問題が強くなるうちに早めに子どもさんの難しさを理解して、先生達が授業に生かして、授業もその子のニーズに応じてできるだけ特性を生かしてやっていこうという考え方で、日頃から相談に乗るシステムを作っていただいています。特別支援のレインボー相談室と名前を付けていますけれども、年間300ぐらいの相談が上がってきますので、私達3人で手分けをして、毎日検査に行ったり、発達検査をして、後は親御さんの面談をしたり、できるだけ不登校とかそういう重篤な感じにならないように、日頃からケアをしていきたいという考えを春日市はしていると思います。

なかなか十分にはならないですけども、親御さんの悩みがどうしてもこれできないのだからと、お兄ちゃんはやったのにと比較で見られたりとか、他の子と比べて自分の子を見たりとかして、子どもにつらく当たるということをすごく反省されていくということがよくあります。

ほんのちょっとした力にしかないかもしれないですけども、それで少し学校に楽しくいられるような環境を作ってあげたいなという願いを持ってしていますけれども、まだまだ十分ではないですが、そういうこともしているということをお紹介しておきます。これからも研鑽して頑張っていきたいと思っています。

○扇教育長

染原先生のレインボー相談室の方も今の小学校1年生から中学校3年生まで全員分、保護者の了解の下に相談があって、検査を試みたりとか、延べ人数でざっくりとえば、940名。小中学校合わせて11,000人ですから、約8パーセントから9パーセントは何らかの特性をお持ちの子がいます。

○安本委員

そういう情報交換はえがおの会とレインボー相談室はされないのですか。

○魚屋委員

今はハレハレさんという大野城市で子どもたちを対象に、私達は保護者ですけども、子どもの相談を受けている、そこは連携しています。レインボーさんのお話は聞いたこ



とがありますけれども。

○染原委員

レインボー相談室は春日市内だけですけれども。

○安本委員

スクールソーシャルワーカーとかが入って行って、お話しやすい場を作ったりとか、大きくなって解決するとか。

○染原委員

必要に応じてはしております。

事務局報告 ウ 「第10回弥生の里かすが奴国の丘フェスタ」の来年度への延期について

○扇教育長

第10回弥生の里かすが奴国の丘フェスタの来年度への延期について、事務局から報告をお願いします。

○高田文化財課長

文化財課です。本日は配付資料はございません。報告事項に記載がありますとおり、第10回弥生の里かすが奴国の丘フェスタにつきましては、翌年の9月の第4土曜日、令和3年9月25日に延期することとなりましたので御報告をいたします。

開催日につきましては、例年他の事業との重複を避けるため、9月第4土曜日に固定しております。ちなみに、今年度開催されておれば、9月26日土曜日に開催を予定しておりました。

延期の理由です。これは御来場の皆様を始め、フェスタの運営に携わっていただく市民ボランティアの皆様の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からフェスタの実行委員会におきまして検討が重ねられ、今回延期が決定されたものです。

例年2,500人以上の多くの来場をいただいております奴国の丘フェスタですが、今年度第10回記念となる予定でしたけれども、第10回記念を来年度に延期しまして、これまでのフェスタのように幅広い世代の方が文化財を楽しめるイベントにしたいと実行委員の皆様からの強い思いから延期という形にさせていただきましたものです。

文化財課からは以上です。

事務局報告 エ 各種審議会等の実施報告について

○扇教育長

各種審議会等の実施報告について、事務局から報告をお願いします。

○三丸地域教育課長

資料に記載のとおり、社会教育委員の会議を実施しております。詳細についてはこちらをお読みいただければと思っております。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、何か補足説明がありましたらお願いします。

○高田文化財課長

41ページの主要行事計画ですが、奴国の丘資料館特別展示室において開催をいたします市指定化記念展示のお知らせです。

事前にチラシを配付しておりました。青銅器生産に関する鋳型を始め、いずれの出土品も弥生時代の青銅器生産を考える上で大変貴重な出土品で、合計209点を一堂に展示いたします。

この機会に春日市の宝であります出土品を御覧いただきまして、奴国についての御理解を深めていただければと思ひ、御案内いたします。

併せて、主要行事の一つ追加がございます。本日資料を配付しております。こちらの夏休みイベント情報になります。竹弓ヒコーキ大会に加えまして、8月11日と29日の2回にいずれも午後鋳型によります勾玉、銅鐸の形で身近な石けんを使って鋳造体験をする奴国せっけんづくり講座を開催いたします。

なぜ、石けんづくりかといいますと、手洗いの励行を呼びかけまして、コロナ感染症対策の啓発も兼ねて行いたいと考えております。

文化財課からは以上です。

○三丸地域教育課長

主要行事です。40ページを御覧ください。

まず、こども共育担当の方ですが、8月7日にコミュニティ・スクールの研修の一環であるトップセミナーを開催いたします。こちらは教育長、部長、また学校長、学校運営協議会の会長、地域コーディネーターの方々に参加をいただいて研修を行うものです。

なお、人数制限を設けておりますので、御紹介だけで御案内ができないのは申し訳ありません。御了承ください。

続きまして、8月19日に第12回春日市六中・生徒会サミットになります。こちらは春日市青少年育成市民会議の主催ですけれども、委員の皆様にご個別に送付されていると思いますが、こちらでも今回規模を縮小して行うこととなっておりますので、開催の御紹介だけで出席の御案内は控えさせていただいているところです。

どちらにつきましても、実施後の報告を次回の委員会等でさせていただきたいと思っております。

各教室等の実施についてです。お手元にチラシをお配りしております。眠育の公開講座になります。8月27日に家庭教育学級の公開講座として眠育の講座を実施いたします。こちらも定員を70名としておりますので、参加御希望の場合は申し訳ありませんが、申込みをよろしくお願ひします。

併せまして、今年度の春日市家庭教育学級のパンフレットをお配りしております。通年でありまして、5月から開催をしておりますが、今年度は休講等もありましたので、9月からの開始と日程を変更して行うこととしております。講師の先生方の御協力もありまして、ほぼ予定どおりの実施ができるようになっております。

以上、お知らせになります。

#### 【第5 調整事項】

- (1) 8月定例教育委員会議の日程について  
令和2年8月25日（火） 午前9時 決定
- (2) 9月定例教育委員会議の日程について  
令和2年9月25日（金） 午前9時 予定
- (3) 8月教育委員懇談会の日程について  
令和2年8月7日（金） 午前9時 決定

午後5時20分 閉会